

福島原子力発電所事故対策統合本部の共同記者会見の実施について

平成 23 年 4 月 23 日
福島原子力発電所
事故対策統合本部

4 月 25 日 (月) から、福島原子力発電所事故対策統合本部として、細野事務局長をはじめ、原子力安全・保安院、原子力安全委員会、文部科学省、東京電力などが共同で、午後に 1 回 (午後 5 時を目途に)、定例の記者会見を同本部の置かれている東京電力本店の 3 階会議室で開催することとします。

なお、本記者会見には、下記の方々のご参加が可能です。

- 1 日本新聞協会会員
- 2 日本専門新聞協会会員
- 3 日本地方新聞協会会員
- 4 日本民間放送連盟会員
- 5 日本雑誌協会会員
- 6 日本インターネット報道協会会員
- 7 日本外国特派員協会 (FCCJ) 会員及び外国記者登録証保持者
- 8 発行する媒体の目的、内容、実績等に照らし、1 から 7 のいずれかに準ずると認め得る者
- 9 上記メディアが発行する媒体に定期的に記事等を提供する者 (いわゆるフリーランス)

メディアの方々には、別紙に記載された所定の手続きを行い、事前に登録してください。

なお、参加する方は、報道倫理を厳守するとともに、入館手続きや施設内での移動・取材などに当たり、職員の指示に従ってください。職員の指示に従わない場合等には、退出していただくこともあります。

以上

添付資料

- ・別紙：統合本部 (ルールと事前登録)

別紙

会見参加への事前登録は、下記の通りとさせていただきますので、御理解の程よろしく お願いいたします。

・事前登録の流れ

1. 事前登録

電子メールによる事前申請内容の送付 (会見前日の正午まで) 審査 会見参加の可否に関する通報 (原則として電子メールでご連絡を差し上げます)

(一度、登録された場合は、2 回目以降の会見参加の際の事前登録は原則不要とします。また、初回の会見参加の受付時に入構証を発給いたします。)

2. 会見への参加

会見参加のための開始時刻の通報 (原則メール。原則 2 時間前) 東電 正面玄関口に集合 入構手続 東電職員の誘導により記者会見場到着 (誘導は会見開始の 1 時間前より開始) 会見参加 会見終了後は東電職員の誘導により東電正面玄関口へ

なお、会見開始時刻のご連絡については、十分な余裕をもってお知らせできない場合や急に変更される場合もありますので、その際にはご容赦ください。

・事前登録申請内容

下記の内容を事前に電子メールで連絡してください。

1. 氏名 (本人確認用書類と同じ氏名を記載してください) / フリガナ
2. (使用されている場合) ペンネーム
3. 住所 (本人確認用書類と同じ住所を記載してください)
4. 電話番号
5. 携帯番号
6. 電子メールアドレス
7. 所属報道機関名 (所属先がない場合には「フリーランス」と記載してください)
8. 所属報道機関連絡先 (なお、7. で「フリーランス」と記載された方につきましては、本項目の記載は結構です。ただし、過去6ヶ月以内に日本新聞協会、日本民間放送連盟、日本雑誌協会、日本専門新聞協会、日本地方新聞協会、もしくは日本インターネット報道協会の媒体に掲載した2つ以上の署名入り記事を原子力安全・保安院 ERC 広報班あてに Fax(03-5512-8502)もしくは電子メールで事前に送付してください。)

提供いただいた上記情報につきましては、福島原子力発電所事故対策統合本部にて、適切に管理させていただきます。

・会見当日

1. 会見当日には、下記の書類をご持参ください。

- (1) 本人確認用書類：公的機関の発給した身分証明書 (氏名・住所・顔写真入りのもの)
 - (2) (お持ちの場合) 日本新聞協会、日本民間放送連盟、日本雑誌協会もしくは日本インターネット報道協会加盟社に所属する記者であることを示す身分証明書 (社員証)、もしくは外国記者登録証
2. セキュリティの関係上、会見に参加される方は東京電力正面玄関口におこしいただき、必要な入構手続きを取って頂きます。
3. スペースや時間の関係で、参加のご希望に沿えない場合、希望者全員が質問できない場合などもありますので、あらかじめご了承ください。

以上

「共同記者会見」実施に関する要望

2011年4月24日

細野豪志・福島原子力発電所事故対策統合本部事務局長殿

あす4月25日(月)より、東京電力福島第1原子力発電所の事故に関する記者会見は、原子力安全・保安院、原子力安全委員会、文部科学省、東京電力などが合同して、対策統合本部主催で共同開催される見通しとなった。

事故以来、当協会所属のフリー、インターネット、海外、専門誌の記者は、昼夜を問わず、国民の知る権利に応えるために各々の記者会見に参加してきた実績がある。

今回の共同会見への移行に伴って、対策統合本部には、憲法で保障された「言論の自由」の損なわれることのないよう、一層の配慮をお願いしたい。

また、国民の知る権利が侵されることのないよう、細野事務局長にはこれまで以上に、公平で自由な記者会見の運営を強く要望する。

以上

平成23年4月24日

自由報道協会暫定代表 上杉隆

自由法同協会は、2012年10月1日より、公益社団法人自由報道協会 - Free Press Association of Japan (FPAJ) に移行